

## 辰野町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成29年10月4日(水)午前9時00分から午前10時10分

2. 開催場所 役場1階第2会議室

3. 出席委員(13人)

会長	1番 有賀 勝英
会長職務代理者	2番 宮原 光平
委員	3番 原 美子
	4番 宮澤 依子
	5番 中村 良治
	6番 小島 敏雄
	7番 新村 幸子
推進委員	小澤 清之
	中條 清春
	栗林 秀樹
	漆戸 裕司
	古村 孝

4. 欠席委員(2人) 中村 脩司  
福島 正一郎

5. 議事日程

議案第1号	農地法の規定に基づく許可について
議案第2号	農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について
議案第3号	地籍調査における地目認定について

6. その他

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	役場産業振興課長 一ノ瀬 敏樹
事務局次長	役場産業振興課補佐兼農政係長 中畑 充夫
書記	役場産業振興課農政係係員 横内 優子

## 8. 会議の概要

(開会)

<宮原職務代理>

おはようございます。開会の前に余談になるかもしれませんが、ちょっと新聞の記事を紹介させていただきます。先月農地パトロールをして、農業委員会としては農地の状況をつかんでいるということでもありますけれど、いわゆる土地というのは山林と農地と宅地になるわけです。この土地で所有者不明が非常に増えているということです。信濃毎日新聞6月の記事に「土地の2割所有者が不明 全国推定九州を上回る410万ヘクタール」というようなことが載っていました。(記事紹介)余談になるかもしれませんが気になりましたので貴重なお時間発表させていただきました。それでは10月の農業委員会総会を開会いたします。よろしくお願いいたします。

(会長あいさつ)

<有賀会長>

おはようございます。宮原職務代理から全国的に所有者不明の土地が多いというお話がございましたけれど、一部地域でこういう検証が出て、昔の開墾時代、誰々他何名という土地がございますので、これをやるには億単位のお金がかかるということであきらめてきたわけですが、土地の不明者が出てくるというのは農業委員会としては非常に寂しい思いがします。政府も考えているようですので、時がたてば解決できるような状態になるか？ということです。この後3町村の交流会があるということで、事務局からお話がございますけれど、出られる方は張り切って辰野が優勝できるように頑張ってくださいと思います。簡単ではございますけれどよろしくお願いいたします。

(議事録署名委員の指名)

<有賀会長>

7番の新村委員さんと3番の原委員さん、よろしくお願いいたします。

(議事)

<有賀会長>

それでは議事に入ります。議案第1号についてよろしくお願いいたします。

**【議案第1号、3条の規定による許可について、1番朗読】**

<中畑事務局次長>

1番、所有権の移転でございます。地図は1枚目の表をご覧ください。

東京都板橋区加賀1丁目・・・番にお住まいのAさん所有の大字伊那富・・・番、地目は畑、面積1,127㎡及び大字伊那富・・・番、地目は畑、面積532㎡を、辰野町大字伊那富・・・番地にお住まいのBさんが取得するものです。

この件について、譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能です。農地取得後の農業経営面積は24㌶で下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。この件につきましては、有賀会長、福島推進委員から意見書をいただいております。

<有賀会長>

それではご説明いたします。この件については、持ち主が田んぼを再生したいということでお話ございました。・・・番と・・・番の2筆を水田に戻したいということで、杭についてもしっかりしておりましたので承認いたしました。ご検討をお願いいたします。この件について何かご質問がございましたら、なければ挙手でお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。次お願いします。

### **【議案第1号、5条の規定による許可について、1番朗読】**

<中畑事務局次長>

1番、所有権の移転でございます。地図は1枚目の裏をご覧ください。平出の案件でございます。

埼玉県さいたま市緑区大字三室・・・番地にお住まいのAさん所有の、大字平出・・・番、地目は畑、面積201㎡、及び辰野町大字平出・・・番、地目は畑、面積230㎡を、辰野町大字平出・・・番地にお住まいのBさんが取得し貸駐車場とするための申請でございます。

譲受人は、友人とともに中古車販売業を営んでおりますが、修理中の車を一時的に駐車する場所が不足しているため、申請地及び隣接の宅地を購入し貸駐車場とした計画です。隣接の宅地を合わせた全体面積は789㎡で、中古車32台の駐車を予定しております。

申請地は第1種住居地域の用途地域内ですので農地法第5条第2項第1号ロの(1)の第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。この件につきましては、小島委員、新村委員から意見書をいただいております。

<有賀会長>

それでは説明をお願いします。

<小島委員>

この案件につきましては、9月18日に新村委員と仲介業者立会いの下、現地を確認いたしました。(場所の説明)。境界ははっきりしておりますし、また県道沿いということで道路幅、上下水道も特に問題になるようなところはございません。よろしくご協議のほどをお願いします。

<有賀会長>

はい、ありがとうございました。この件について何かご質問ございますか？

<中村委員>

Bさんはどこで事業をやっているんです？

<小島委員>

現在は自宅の所に2~3台置いてあるんですけど、特に法人になっているというわけではないと思います。これから事業をやるというようなことだと思います。詳しいことは承知してないけれど。

<事務局 横内>

事務局で把握しているのは、ご友人と一緒に事業をやってらっしゃるということです。ご友人がやっている会社は伊那にあります、伊那での駐車場が不足してこちらに置いておきたいということで申請があったという様に聞いております。なので事業自体の主体は伊那になると思います。

<有賀会長>

車を置くのはいいんですけど、風化されて置いてもらうといくらか問題が出てくるんじゃないかと思いますが、後の管理をやっていただいて環境を乱さないようにしていただければありがたいと思います。この間辰野町の環境の件について立ち上げるといって話があって、私も委員ということで出たんですけど、他の市町村より辰野が一番遅れているということで早急に進めたいという話がございます、建物の色に関しても制約が出てくるんじゃないか、もちろん建物の高さに関しても条例が施行されれば従うしかないかという意見も出ていました。区切って見回りをするようですので、逐次これからそういう動きがでてくると思います。当然車の販売についても、スクラップみたいな置き方をすると非常に困る問題がでてくると思われるので、しっかり守っていただければありがたいと思います。他にこの件について何かご質問ございますか？

<小島委員>

追加でして、この場所は現況畑ということなんですけれど、土地の所有者が埼玉で高齢の方ということで、実際は草がぼうぼうなんです。整地をすれば環境的にいいんじゃないかなとみております。よろしくをお願いします。

<有賀会長>

よろしければ挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。それでは次をお願いします。

### **【議案第2号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について】**

<中畑事務局次長>

利用権の設定であります。詳細は議案書の通りでございます。

計1件、1筆、面積は880㎡です。経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、お願いいたします。

<栗林推進委員>

利用権管理台帳には登記面積と記載されているが、利用面積の記載が必要なのではないか？農業委員としては登記面積を審議するのか、利用面積を審議するのか。

<一ノ瀬事務局長>

今回の利用権に関しては一筆まるまる借り受けるということですので、ご審議をいただき、正式な利用権台帳管理のあり方については時間をおいて報告させていただくということよろしいでしょうか？

<有賀会長>

それではこの件についてはよろしいでしょうかね？では挙手をお願いします。(全員挙手)はい、ありがとうございました。それでは次のその他をお願いします。

### **【議案第3号、地籍調査における登記簿上の地目が農地である土地に関する地目認定について】**

<中畑事務局次長>

地籍調査に伴う地目認定であります。小野地区の148筆の農地に関して申請がありました。

その中の 18 筆に関しては、登記地目及び現況がすでに農地以外のものになっています。

その他の地番に関しては、転用許可はされておらず、原状回復命令が発せられる見込みはありません。なお、この件に関しましては小野地区担当の中村委員、中村推進委員に現地をご確認いただいております。

<有賀会長>

それでは中村さんお願いします。

<中村委員>

はい。9 月 6 日の農地パトロールの折に現地を確認いたしました。ここにありますように、地目につきましては公衆用道路、宅地、山林が主なものでありますが、公衆用道路につきましては分筆はされてはいなかったということで地籍調査の折に正確に道路認定されたところであります。宅地につきましては、宅地の地続きの農地等に庭等の関係、あるいは小さな物置を建てている状況で宅地扱いになっています。山林につきましては周辺が山林になっているところでありまして、続いて木を植えてしまったとかそんな状況でありました。現況からいきますと農地に戻ることはないということで地目の認定をお願いしたいということであります。よろしくお願いします。

<有賀会長>

この件について何かご質問ございましたら。もう農地に戻る望みはないということですね？

<中村委員>

そうですね。特に小野につきましては確認申請のいらないような地域でありまして、小さな物置を建てるような場合でも確認なしで建てられるということですので、小さな増築等されているようなそんな部分ですので宅地扱いでよろしいかと思えます。

<有賀会長>

この件で何かご質問ありましたら。今の説明のようにここは無理だということですので、よろしいですかね？では農業委員さん挙手をお願いします。(全員挙手)はい、ありがとうございました。

## その他

○「長野県選出国會議員との農政懇談会」開催要領

11 月 19 日(日)飯島町文化ホールにて開催

農業委員会会長、原委員出席。

○第2回長野県農業委員会大会 開催要領

11月7日(火)ホクト文化ホールにて開催

農業委員、推進委員全員参加

○次回委員会開催日:11月7日(火) 午前8時30分から 役場1階第2会議室

○北部3町村農業委員会交流会について

○エゴマ栽培について(古村推進委員)

○上伊那女性農業委員の定期総会(原委員)

10月23日(月)小野酒造とこめはなやにて開催

(閉会)

<宮原職務代理>

また午後の部があるわけで、適度に頑張っていたきたいと思います。以上をもちまして10月の総会を閉会といたします。ご苦勞様でございました。

この議事録は、事務局が作成したものであるが、内容が正確であることを証するため、これに記名押印する。

平成 年 月 日

会 長 \_\_\_\_\_ 印

議事録署名人 \_\_\_\_\_ 印

議事録署名人 \_\_\_\_\_ 印